

(資料1)

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会諮問事項

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。ただし、同法附則第1条ただし書第1号から第3号までに掲げる規定を除く。）の施行に伴う刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の制定について